

議案第 4 2 号

小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例

小田原市企業誘致推進条例（平成 2 7 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「令和 2 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」に改め、同項第 5 号中「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に小田原市企業誘致推進条例第 2 条第 4 号に規定する立地を行った企業等に係る奨励措置については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

地域経済の活性化のための企業誘致施策として実施する企業等の立地に係る奨励措置の期限を再度延長するため提案するものであります。